

質問への回答

番号	資料の種類	該当箇所	質問内容	回答
1	竣工図	単線結線図	非常用電源設備改修工事後の単線結線図において、受電点「27R」は発電機始動用と、MG-1～4の負荷解列用として使用されている認識で宜しいでしょうか。	負荷解列用として使用していません。 詳しくは、「北海道日高合同庁舎受変電設備改修工事」の E-04「単線結線図」及び E-05の左下の「停復電操作フロー」をご参照ください。
2	竣工図	単線結線図	電気室受変電設備において、系統連系用の保護継電器取付けと PCS 交流出力の接続のため全館停電作業が伴います。停電中、既設負荷のバックアップは別途と考えて宜しいでしょうか。	防災無線設備など停電できない負荷設備があります。このため、停電作業時にはバックアップ電源を用意していただく必要があります。 当庁では、年次定期点検時に 3φ3W30kVA の仮設発電機をバックアップ電源として点検していますので、設置工事においても同様の取扱いで経費を見積もってください。
3	非常用電源 設備改修工事 _ 日高合同庁舎	単線結線図	非常時のシステムとして、設備に非常用ディーゼル発電機と、蓄電池がついており、非常用発電機からは設備の全負荷に給電、蓄電池からは非常照明、排気ファン、消火ポンプへ給電するような結線図になっているかと思いますが、この使い分け、運用方法について教えていただけますでしょうか	お示しいただいた非常照明等の負荷に付記された記号は防災負荷を表していると推察します。非常時は、非常用ディーゼル発電機から給電します。 詳しくは、「北海道日高合同庁舎受変電設備改修工事」の E-04「単線結線図」及び E-05の左下の「停復電操作フロー」をご参照ください。
4	構造検討書 _ 日高合同 庁舎 -1	(2) 余裕重量 結果	5F の余裕重量が 0.25kN/m ² (25.51kg/m ²)となっており、部分的にパネルの設置不可となっている箇所がありますが、フレキシブルモジュールなど 0.25kN/m ² (25.51kg/m ²)以下の重量となる軽いモジュールなどは、設置しても問題ないでしょうか。	ご質問の「余裕重量」が記載された資料は、パネル設置により 200N/m ² の荷重が加わることを仮定し、かつ、平成 12 年改定の積雪荷重を加味して検討した資料です。 この資料を参考に、どのような設備を設置するかは貴社の企画提案にお任せしますが、その設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響が施設管理上安全なものかは企画提案の中で示していただく必要があります。
5	構造検討書 _ 日高合同 庁舎 -1	—	太陽光パネルを壁面に設置しても、問題ありませんでしょうか。(設備負荷に対して、太陽光パネルを設置できる面積が少ないため。	今回の募集は、太陽光パネルを屋上に設置することを予定しているので、壁面設置は認めません。
6	構造設計概要書	C-10	屋上に敷設する太陽電池モジュールを防水層上に自重式とした場合、架台固定方法は後打ちアンカーボルトを使用しない工法に限定と考えて宜しいでしょうか。	自重式とした場合も、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づく固定方法としてください。
7	-	庁舎内・屋外	太陽電池モジュールなどの屋上への荷揚げは休庁日の昼間で考えておりますが宜しいでしょうか。	資材搬入の計画図をお示しいただき、併せてカラーコーン・パーまたは誘導員を配置する等、庁舎利用者の安全確保に支障ないことが予め確認できる場合は、開庁日に荷揚げ作業を行うことに問題はありませぬ。

8	-	庁舎内・屋外	<p>パワーコンディショナ、分電盤などを4階 ROOF や屋上階に設置した場合、運用開始後の保守の際に建物内を通行しますが、休庁日は入館できないものとして駆付け対応は平日に限定しても宜しいでしょうか。</p>	<p>当庁の施設警備は機械警備により行っており、平日の午前8時から午後6時以外の時間帯は入館・退館ともセキュリティカードによる照合が必要となります。また機器設置場所への経路において施錠管理を必要とする箇所があります。</p> <p>このセキュリティカード及び施錠箇所の合鍵は、設備の運転開始後に貸与しますので、夜間休日問わず緊急時の対応等に備えていただくことが可能です。</p>
9	-	庁舎内・屋外	<p>工事中に工事関係者が通路として使用する廊下や電気室の扉の施錠管理は、作業の都度鍵を借用することで宜しいでしょうか。また、追加警備の要否、施錠管理方法、清掃方法などについてルールがございましたらご教示下さい。</p>	<p>設置に要する工事期間中は、開庁日、閉庁日も作業前後に庁舎管理担当職員が作業箇所を施錠管理します。セキュリティカード及び鍵の貸与は行いませんので、作業が深夜に及ぶ場合は予めお知らせください。</p> <p>庁舎内においては追加警備の必要はありません。屋外においては工事関係車両の往来、停留等により構内の通路を一時通行止めにする等、庁舎利用者の安全確保が必要な場合は交通誘導員を配置してください。</p> <p>清掃に関しては一般的な床の塵芥収集のみで構いません。ただし、床の汚損について剥離剤等を使用しなければ復旧できない場合は事業者の責任において速やかに原状回復していただきます。</p>
10	-	庁舎内・屋外	<p>工事中に工事関係者が使用する電力、上下水、トイレは無償で供給していただける認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>